

USBメモリの管理

対象受検機関：総務部 IT 推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)														
<p>1 ITセキュリティに係るIT推進課の役割                      情報セキュリティとは、「電子計算機、情報通信ネットワーク、情報システム及びデータの安全性及び信頼性を確保すること」であり、IT推進課は庁内の情報セキュリティに関する事務を担っている。</p> <p>2 職員端末機のUSBメモリ使用制限                      ア 平成21年10月 「職員端末機等管理運用要領」の改訂                      「職員端末機等のUSBコネクタを利用する外部記憶媒体等は、原則使用してはならない。」(第8条)と規定された。ただし、やむを得ない理由により当該制限を解除する時には、IT推進課長へ依頼が必要であった。                      イ 平成26年3月31日 同要領の廃止                      USB接続の記憶装置等の原則使用禁止についての規定がなくなった。                      ウ 平成26年4月1日 「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」の制定                      各所属長が「利用者管理システム」を利用することにより、利用制限が解除できる旨の規定を追加した。                      エ 平成26年8月 「利用者管理システム」によるUSB利用制限解除の運用開始</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」                      (情報端末機等の利用制限の解除)</p> <p>第5条 行政情報化推進主任者は、情報端末機等の利用制限の解除等を行う必要がある場合、様式第2号によりIT推進課長に申請しなければならない。</p> <p>2 IT推進課長は、前項の申請を受けた場合、情報端末機等の利用制限の解除等を承認することができ、その場合には前項の様式により行政情報化推進主任者に通知しなければならない。</p> <p>3 前2項については、利用者管理システムにより利用制限の解除を行うことができる場合を除く。</p> </div> <p>&lt;現状のIT推進課で用意した職員端末の制限解除状況(平成27年7月末現在)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="231 1444 1368 1629"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員端末機等</th> <th rowspan="2">シンクライアント端末 (USBメモリの使用が不可能)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>制限解除</th> <th>制限非解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,795台</td> <td>2,736台</td> <td>2,924台</td> <td>9,455台</td> </tr> <tr> <td>40%</td> <td>29%</td> <td>31%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	職員端末機等		シンクライアント端末 (USBメモリの使用が不可能)	合計	制限解除	制限非解除	3,795台	2,736台	2,924台	9,455台	40%	29%	31%	100%	<p>1 かつてUSBメモリの使用は原則として禁止と規定されていたが、現在ではその要領は廃止されており、明文の規定がない状況である。                      なお、従前から各所属の判断によりUSBの利用制限解除をIT推進課へ文書で依頼していたが、平成26年8月からは「利用者管理システム」を用いて所属長等が利用制限解除を行えるようになった。USBメモリ使用のための職員端末機における使用制限解除の判断基準について、大阪府として示していない。</p> <p>2 私物USBメモリの使用禁止、情報資産の保管における一定の義務は要綱に記載されているが、使用するUSBの登録や保管等についての具体的な定めはない。</p> <p>3 USBメモリの使用や管理の実態を把握していない。                      上記のように、USBメモリの使用及び管理についての大阪府としての統制は不十分であり、USBメモリによる情報漏えいのリスクへの対応が不十分である。</p>	<p>USBメモリの原則使用禁止の明文化や、USBメモリの使用及び管理に関する適切なルールの制定など、情報セキュリティの強化にむけた取組を行われたい。</p> <p>また、制度所管課として、各所属におけるUSBメモリの使用実態を継続的にモニタリングすることを検討されたい。</p>
職員端末機等		シンクライアント端末 (USBメモリの使用が不可能)			合計											
制限解除	制限非解除															
3,795台	2,736台	2,924台	9,455台													
40%	29%	31%	100%													

<各所属で用意した職員端末の制限解除状況（平成27年7月末現在）>

職員端末機等		合計
制限解除	制限非解除	
116台	428台	544台
21%	79%	100%

3 USBメモリの使用・管理等

「情報セキュリティに関する基本要綱」において情報資産等の使用・管理について、以下の定めがある。

(1) 使用について

「職員は、原則として、私物の端末機や記録媒体を用いて業務を行ってはならない。」（第40条4項）とされている。

(2) 管理について

同要綱第24条1項で、「情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適切に保管しなければならない。」とし、同条第3項で、重要度1（個人情報及び情報セキュリティの侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報）のデータを記録した記録媒体については、「耐火、耐熱及び耐湿を講じた施錠可能な場所に保管をするよう努めなければならない。」と定めている。

なお、重要度2（公開することを予定していない情報及び情報セキュリティの侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報）以下のデータを記録した記録媒体については、同要綱に特段の定めがない。

措置の内容

USBメモリを含む外部記憶媒体の適切な管理のため、監査における指摘を踏まえ、「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」（以下「要綱」という。）の改正を行い、外部記憶媒体の利用制限について明記した（平成29年3月施行）。

また、本改正に合わせて、具体的な外部記憶媒体の取扱いを示した「情報端末機等における外部記憶媒体の取扱要領」を策定し、要綱とあわせて各部局へ周知した。

USBメモリの使用実態の継続的なモニタリングに関しては、要綱第6条（情報端末機等の利用制限の解除）及び様式第2号（情報端末機等の利用制限の解除等に関する依頼書）において、USB接続の制限解除期間は最長でも同一年度内である旨を明記し、年度ごとに利用制限解除依頼を受け付け、その都度、制限解除理由を確認する仕組みを整えた。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月19日、事務局：平成27年6月16日から同年7月30日まで）